議会基本問題調査特別委員会(第3回)

日 時 平成27年9月17日(木)

 $1\ 3\ :\ 0\ 0\sim 1\ 3\ :\ 5\ 2$

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員10名(欠席:なし)(傍聴者:なし)

説明員 なし

書 記 佐伯主事、岩﨑事務局長

○坪倉委員長 ただいまから第3回議会基本問題調査特別委員会を開会いたします。 第2回の委員会を開催してから随分期間が開いてしまいました。この間、委員会を開 催できなかったことについてお詫びを申し上げたいと思います。本日の委員会につき ましては、前回の委員会で皆様から課題提供されました内容について踏み込んで協議 をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。そうしますと本日の資料がタ ブレットに入っておると思いますけれども、レジメの次のページを開いていただきた いと思います。議会基本問題調査特別委員会協議資料としてまとめておりますのでご 覧をいただきたいと思います。全体を見ていただきますと、議会基本条例の改正につ いて、会議規則の改正について、委員会条例の改正について、予算決算常任委員会に ついて、議員件数について、その他、としておりますが、これらの項目が前回の委員 会で皆様から提供された問題、課題であると整理をしておるところであります。本日 は、この項目に基づいて順次協議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い いたします。まず、第1番目に、議会基本条例の改正についてであります。ここでは、 第11条議員報酬についてでありますが、このことについて基本条例、当初条例を作っ た時の状況と昨年度議員報酬について議論をした時の状況の中で、本町議会議員の報 酬については西部地区特別職等報酬審議会の審議を得なければならないというルール が新たに分かってきましたので、そのことを具現化するために文章として整理をして おります。これについて、議論をいただきたいと思います。議員報酬第11条について は、基本条例の第11条に現在のものがありますのでご覧をいただきたいと思いますが、 第11条では、「議員報酬は別に条例で定める。」第2項として、「議員報酬の改定にあた っては、近隣町村との比較を行うとともに、参考人制度または公聴会制度などを活用

し町民の意見を反映しなければならない。」となっておりますが、前回の委員会でも 西部地区特別職等報酬審議会に諮問をし答申を受けたものについて決めるべきである という意見も出ておりましたので、今日提案しておりますように第11条第2項におい て「議員報酬の改定にあたっては改訂案を定め、鳥取県西部地区特別職等報酬審議会 に諮問し、得られた答申を尊重しなければならない。」3項として、「改正案を決定す るには、近隣町村との比較を行うとともに、参考人制度または公聴会制度などを活用 し町民の意見を反映しなければならない。」としております。これについて意見があ りましたら出していだきたいと思います。山本委員。

- ○山本委員 坪倉委員長がおっしゃる通りの経過でありますし、報酬審議会に諮問 して答申を得て決定したという経過もございますので、このように決めるのが適当だ というふうに私は考えます。
- ○坪倉委員長 他にありませんか。ないようでありますので、このように決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 それではこういうことで決定させていただきたいと思いますが、本会議提案にあたっては多少の字句の変更は委員長に一任をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それから、2番の会議規則の改正についてであります。これは定例会初日の全協で議長から提案があった件ですけれども、欠席の届け出です。会議規則第2条で「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」というふうになっておりますけれども、全国議長会の指導によりまして、議員が第2項に記してありますけれども、「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を

提出することができる。」第2項を加えるというものでありますが、これについて意見

(「なし」と呼ぶ者あり)

を出していただきたいと思います。

- ○坪倉委員長 よろしいですか。それではこれについてはこのようにさせていただきたいと思いますが、これについては今期定例会の会期日程にもありましたように、 最終日の提案に向けて準備をしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 大西委員。
- ○大西委員 決まった後で申し訳ないです。欠席の届け出のことなんですが、議員

は事故のためとあるが、事故等とか。事故だけにするのか、内容をですね。事故等になれば、病気であるとかいろんなことも加味されて。それから下の2の方には欠席届を提出ということは書類で書面で出すということだと思うんで、上の方はもうどういう届け出がなければならないと。何でもいいんかなという感じがするんですけれども、その辺は私も条例の改正についてあまりわからないので、その辺はどうなんでしょうかという質問です。

○坪倉委員長 基本的に書面による欠席届を出すのが第2第1項においてもそういう 規定にはなっておりますが、ただし急な場合、書面による届け出が提出できないこと も想定されます。現実にありえますので、届け出なければならないという表現になっ ておると解釈をしおります。それから事故についての範囲でありますけれども、この 条文上事故のためというのは旧来からずっとこういう表現なんですけれども、それは 怪我、病気、公務、その他の要務ということが含まれておりまして、それを法律用語 というか、条文の用語としては事故という表現になっております。

○大西委員 そういう形は、私は初めてなので、今まで会社の場合は事細かくやっておかないと間違った内容とかいろんな質問があるもので、そういった面で質問したもので。わかりました。以上です。

○坪倉委員長 町民に少しわかりにくい部分があろうかと思いますけれども、旧来からの条文で行かせていただきたいと思います。それでは、第2の会議規則の改正についてはこのようにさせていただきたいと思います。その次であります。委員会条例の改正、議会広報関係についてであります。この件につきましては、前回の委員会で、議会広報調査特別委員会を常任委員会に制度変えをするという議論がなされまして、全員の皆さんがその方向で議論がまとまったと思っております。委員会条例の整理をする中で、委員会条例第2条の別表として掲げておりますこの表についてこのような記述にすればどうかと考えているところでありますが、この議会広報関係の常任委員会につきましては、この資料の次の次のページをご覧いただきたいと思います。鳥取県内の機会広報関係常任委員会に関する調べを載せております。日野町・伯耆町・大山町から始まって智頭町まで。県内ではこれらの町村が議会広報関係を特別委員会から常任委員会に変えておられます。常任委員会の人数もさることながら、特別委員会が所管する事務、業務について様々な記述がありますし、自体についてもいろいろあります。本町の場合、先程私の案で提案しておりますのは、議会だよりの編集、発行

に関する事項、その他、議会の広報に関する事項ということでまとめさせていただいておりますけれども、常任委員会にしたときに実際にどういう事務を所管するのか、そこのところを詰めておく必要があると思いますので皆さんから意見を出していただきたいと思います。単に、議会だよりの発行に関することだけにするのか、例えば議会のホームページなり3チャンネルによる議会の生放送、録画放送等も含めるのか、さらには議会報告会等も常任委員会の所管事務に含めるのか、そういったところについて議論をしていただきたいと思います。私の想いとしては、まず議会だよりの編集発行のみをしたいと思いますが、それだけではどうかなと思って、その他という書き方をしておりますがいかがでしょうか。福田委員。

○福田委員 現在、広報特別委員会を常任委員会に持って上がる事については、現在の通り広報だけで今は絞っていった方がいいんじゃないか。それ以後のことは、それぞれの問題が出た時に検討していくべきじゃないか。生放送とかいろんなことをしていけばいい。とりあえず、現在のものを特別委員会から常任委員会に持っていくということでどうでしょうか、内容も。

- ○坪倉委員長 そういう意見がありましたが、他にありませんでしょうか。久代委員。 ○久代委員 広報活動は、広げれば議会の広報はいろんな紙ベースの事やネット上 の事や先程言われた議会報告会のこともありますが、むしろ全員で協議をしていろい ろ改善していくことも必要な場面もあるし、あくまでも議会広報の発行・編集にとり あえず。福田委員も言われましたけれども、ある程度絞った方がいいじゃないかなと。 常任委員会制度にするにあたって何もかもいきなり広げていくことよりは、まずそこ に集中すべきじゃないかなというふうに思います。今あったホームページや懸案になっているネットでの放送ですよね、これについてはやっぱり皆さんでもう少し議論を していきたいなと思いますし、ホームページは議会広報の委員会というより全員の中 で、ここの基本問題でもいいのかもしれませんけれども、やっぱり一定の改善をして いく必要があるじゃないかなというふうには感じています。
- ○坪倉委員長 古都副委員長。
- ○古都副委員長 議会広報についてはそうでございますけれども、ちょうど別表関係ということになると、例えば自立改革推進本部あたりは含めなくていいのか。今も 一番大きい事業なんかも持っておる訳でして。
- ○坪倉委員長 先程、古都副委員長が言われたのは、総務教育或いは経済福祉の常

任委員会の所管事務のことでありますが、ちょっとその点は後ほど整理させていただくということで、今のところ議会広報常任委員会のあり方についてのみお願いをしたいと思います。先程2人の委員から議会だよりの発行に関することだけでいいんではないかということではありました。そういう方向でいきたいと思いますが、私が書いておりますその他議会広報に関する事項というのは削った方がいいのでしょうか。例えば、県内他町村のものを見ると議会広報作成及び調査に関する事項ですとか、比較的議会だよりのことしかないものもありますし、公聴が入っているものもあります。表現の仕方でいろいろあろうかと思いますが、その他の部分は削った方がよろしいでしょうか。あった方がいいでしょうか。福田委員。

○福田委員 委員長が申したんですけれども、それは削ってもいいんじゃないかな。 ○坪倉委員長 2行目を削ってもいいということですが、そういうことになります と単純に議会だよりの発行に関することだけということになりますが、それでよろし いでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 それでは2行目にあります、その他、議会の広報に関する事項ということについては削除していきたいと思います。従いて、議会広報常任委員会については、定数6人で、所管事項は議会だよりの編集、発行に関する事項ということで整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それと、ここで古都副委員長が触れられた総務教育または経済福祉の常任委員会での所管事項の中に、自立改革推進本部の事務を入れた方がいいではないかという意見でありますが、皆さんはどうお考えでしょうか。自立改革推進本部、役場の機構の組織の中に位置付けられておりますが、これは課の設置条例等にはない。未確認ですが、あるかないかということが一つと、あと行財政改革と総合戦略があります。その辺のことはありますが、もう一つの解釈の仕方として、総務教育常任委員会には、他の常任委員会に属しない事項という項目が入っておりまして、ここで処理できないこともないというふうには思いますがいかがでしょうか。

○久代委員 総務課か企画課かわからんけれども、分掌表の中に、総務課の中にど こにもないか。

○坪倉委員長 自立改革推進本部は企画課や総務課の中ではなくて、別の部署として自立改革推進本部が副町長を本部長とする部署があって、そこが道の駅の事務と自

立改革いわゆる委員会もありますけれども、端的に言えば地方創生総合戦略推進本部 という事務もあります。ありますが、それは課の設置条例にはないというふうに私は 思っておりますけれども、局長調べていただきたいと思います。

○岩崎事務局長 課の設置条例の中には入っておりません。総務課から建設課までということで課を置くということになっておりますけども、直接は書いてございません。 ○坪倉委員長 自立改革推進本部の事務分掌表を見てくればよかったですね。すいません。自立改革推進本部本部長は中村副町長です。そこに中心地域整備、地方創生総合戦略、チームリーダーという方がおられまして、その事務分掌の中には、中心地域整備道の駅に関する事、地方創生総合戦略人口ビジョン策定に関する事、行革行政評価事業評価に関する事、道の駅販売支援に関する事。4つの事務が分掌されております。関係する職員は、本部長を含めて7人が配置されております。組織なり事務分掌的には重要なところでありますけれども、自立改革推進本部が常にあるということでもないと思いますし、課の設置条例にもないということからすれば、その他の委員会に属さない事項ということで処理してもいいのかなと思いますが。福田委員。

○福田委員 現在通りでいいじゃないかな。

○坪倉委員長 そういう意見もありますし、課の設置条例も議会にかけられて条例 改正を行われれば課の名称や事務分担も変わるわけでありますけれども、自立改革推 進本部というのは時々の重要課題に向かっていくということで、重要課題がなければ 推進本部の設置もないのかなという考えもあると思います。そういうことからしまし ても、現状の委員会条例第2条の別表、総務教育常任委員会に表記してありますその 他、他の委員会に属さない事項というところに含めまして総務教育常任委員会の所管 事項として運用していくということで、この委員会として確認をさせていただきたい と思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 それでは、そういうことで進めさせていただきます。それと委員会 条例に関連いたしまして、関係例規集にもありますしタブレットにもあるわけであり ますけれども、議会広報紙の発行に関する要綱について修正をする必要が出て参りま す。この件についても皆さんから意見を聞きたいと思いますが、この冊子でいきます と49ページです。日南町議会広報紙の発行に関する要綱についてであります。これに ついては、「議会の議事及び活動等につき、広く町民に周知徹底を図るため、議会広

報紙を発行するものとし、これに必要な要綱を次の通り定める。」となっておりまし て、その次に第1として特別委員会の設置等ということになっています。まずここで 特別委員会ではなくて常任委員会が担当するということになると、ここから変えてい かなければならないというふうになります。この要項について、第1の特別委員会の 設置等から第3の委員会条例、会議規則の適用というところまでは、全部1、2、3を削 除してもいいのかなと。1、2、3については削除して、要項としては議会広報紙の発行 回数、それから原稿の字数、提出期限、一般質問者の写真掲載。9は常任委員会への 一任という表現に変えなければなりませんが、1、2、3については、全文削除してもい いのかなと思いますが、どうでしょうか。常任委員会の当然としての所管事項になり ますので、議会だよりの発行は常任委員会でされるわけでありますし、常任委員会で ありますから、当然委員会条例、会議規則などの適用になります。ですから、そのこ とをあえて書かなくても、第4の広報紙の発行回数等というところからでいいと思い ますが、よろしいですか。この要綱については、本会議の議決事項としておりません ので、この委員会で確認ができればいいと思いますが、次回の委員会で外したものを 提示したいと思いますのでよろしくお願いします。次に進ませていただきます。4番 目の予算決算常任委員会についてであります。これも第2回の委員会の時に、議長か ら提案があって議論をすることを確認したところでありますが、これについて議論を 進めて参りたいと思います。当初予算と決算については、今現在予算審査特別委員会 または決算審査特別委員会を議員全員で設置をして審査をしておるところであります けれども、この特別委員会を常任委員会化するという事、そして補正予算も含めて常 任委員会に審査付託をするというやり方等について皆さんから意見を伺いたいと思い ますが、これについても今見て頂いておる資料の最後のページを見ていただきたいと 思いますが、鳥取県内で予算決算常任委員会を設置をされているところについて記載 をしております。伯耆町と南部町2町しかありませんでした。これらも参考にして議 論をしていただきたいと思いますし、全国今928町村がありますけども、その中で予 算決算或いは予算常任委員会を設置しておるは39町村であります。率としてはまだ少 ないところではありますけれども、市議会ではかなり予算常任委員会というのは設置 が進んでおります。国会の予算委員会にならってというようなことでありましょうけ れども、予算常任委員会を市議会議員全員で構成をし、その中に担当分科会を置くと いうような形が多いようですけれども、市議会についてはかなり予算の常任委員会化

が進んでおるのかなというふうに感じたところであります。皆さんから意見を出して いただきたいと思います。もう一つ、これを議論する論点として、例えば常任委員会 にした時に当初予算は当然でありましょうけれども補正予算等について会議規則にす べての予算関係議案を常任委員会に審査付託をするという書き方をするのか。または、 議長の判断で予算議案については予算審査特別委員会に審査を付託することができる というふうに書くのか。その辺のところも判断のポイントになろうかと思っておりま す。それと、南部町の例を見ていただきたいんですが、南部町におきましては予算決 算常任委員会なんですけれども、例えば総務経済常任委員会、民生教育常任委員会、 この2つは陳情と請願しか処理しないと。その他の所管事務の調査というものも含め てすべて予算決算常任委員会が処理するという運用をされております。ですから、こ の予算決算常任委員会でも陳情・請願を除くすべての事項について議論が出来る形に なっております。逆に、伯耆町の場合は、それぞれの専門常任委員会がありますので、 例えば総務経済常任委員会については総務経済産業経済及び土木に関する事項の所管 事務調査をして、予算決算事項だけを予算決算常任委員会でするというやり方をされ ております。ですので、この2つの町村を見てもどちらの方法をとるかということも、 常任委員会にすることについて大きなポイントになろうかと思いますが皆さんの意見 をいただきたいと思います。山本委員。

- ○山本委員 私は、今の現状のままで十分審議ができるんではないかなというふうに考えます。南部町の例を見ましても、請願・陳情だけというふうにしておられますが、日南町においては所管の課をすべて2つの委員会でカバーしておりますので、そういうことも考えますと現状のままでいけるんじゃないかなという気はしております。 ○坪倉委員長 久代委員。
- ○久代委員 同意見です。常任委員会も大体月に1回、定例会がある時はその会期中にやるというような状況もありますし、十分予算だけではなく条例等についても必要な時にはきちっと所属の課に説明を求めたりしていますので、今の予算決算の特別委員会とそれぞれの常任委員会で審議が深められるんじゃないかなというふうに思っていますので、現状の通りでいいと思いますがどうでしょうか。
- ○坪倉委員長 その他ありませんでしょうか。福田委員。
- ○福田委員 2人の委員さんが申した通り、私も現在通りでいいと思います。今や っている中で不足や問題点はないと思います。誰もでやっぱり協議してやるべきでは

ないかなという気がいたします。

○坪倉委員長 村上委員。

○村上委員 私は、できれば予算決算の常任委員会を作っていただいて、そこで十二分な審議をしていただきたい。3月と9月については、予算審査の特別委員会、決算審査の特別委員会があるわけですけれども、通常の中の補正予算については全く一発出してそのまま直ぐ回答という話ですので、十二分な議論ができるのかどうなのかという話になった時に、やはり十二分な議論をするためには常任委員会を作ってそこで審査をした方がより深まるんじゃなかろうかなと思っております。

○坪倉委員長 他にありませんか。今の2つの常任委員会ですと、例えば総務教育ですと農林・福祉関係の議論に意見を反映させることができにくいということがあります。これを全員1つの委員会にすると、すべての事柄について発言する或いは聞く機会ができるということにもなろうかと。

○久代委員 ということは、早い話が常任委員会も1つで。他の町も全員で構成されてるみたいですね。ということは、それで各常任委員会も必要ないようになると思いますよ。確かにより所管以外の課について直接聞きとることが少ないかもしれませんけれども、その資料としても送ってもらえるし、すぐ情報もわかるわけだから、もちろんテレビで再放送もするし傍聴もできるし、それほど不都合なことは感じませんが。ただ今議長が言われた予算決算はきちっと特別委員会で審議するけれども、補正予算の例えば大きな事業とかいろいろあった時には、どういう手法がいいのかということについて、この点についてはもうちょっと議論した方がいいじゃないかと。質問でいろいろ意見が出た場合に、もうちょっと掘り下げて時間を持って皆さんで協議した方がいいじゃないかなという案件の場合に何か必要なんかなという気がするけれども、それは全協で改めて説明を求めるとか、いろんな手法はあるじゃないかなというふうに思いますけれどもね。

○坪倉委員長 補正予算等で重要という表現は適切でないかもしれませんが、大きな問題が出てきた時に、例えば議会として付帯決議或いは修正を議論するということになると、例えば委員会があった方がやりやすいということは確かにある。それが常任委員会がどうしても必要なのかということになりますと、他の方法がないわけじゃないです。例えば、連合審査会というやり方があって、議員全員がそこに参加するというやり方もあるのはあります。その辺もあって、今のところ皆さんの意見は予算決

算の常任委員会は必要でないという意見がありますけれども、他の委員の皆さんいかがでしょうか。恵比奈委員。

○恵比奈委員 今、久代委員も言われましたように、補正予算の中でみんなで掘り下げて審議しなければならないというようなことは沢山はないというふうに思います。 以前にもありましたね、大きな補正が出た時に経済の委員会を開いて総務の委員さんにも同席してもらってというような事がありましたよね、前に。その時は委員会傍聴ではないので、一緒に委員会に出席して意見も述べてもらうことができたわけですから、そういう方法も取れるというふうに思いますので、やっぱり経済福祉と総務教育という2つの常任委員会制度は残していくべきだというふうに私は思います。予算決算審査の常任委員会は常任委員会まででなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○坪倉委員長 常任委員会化することに慎重な意見が多いようですけれども。他に ありませんか。久代委員。

○久代委員 これまで議会活動を経験して、常任委員会化するだけの具体的な事件があまり起こっていないというふうな気がします。実際問題として。本会議で補正予算に対してはやっぱりきちっと皆さん質疑されて、それなりに執行部も答弁されている。大抵当日補正提案、質疑、採決はほとんどないわけですから。定例会の場合は翌日ないしは1日2日間があって、皆さん検討、勉強する時間があるわけですから。この問題についてはみんな寄って検討したがいいじゃないかということについてはね、ある程度そういうふうな融通が利くような形でやった方がかえっていいんじゃないかなというふうには思いますけれどもね。

○坪倉委員長 荒木委員。

○荒木委員 今2つ、伯耆町と南部町の例が書いてありますけれども、一見違うんですよね、かなり中身がね。ですから、今決めてしまわずに、もう少し議論していただきたいと思います。早く言えば、もう少し勉強させてくれということであります。中身が全然違うので。名前は一緒ですけれども、中身が全然違う項目なわけですから、できればもう少し勉強させてください。

○坪倉委員長 村上委員。

○村上委員 結果的には、予算決算の時に皆さん方の質疑を見ておって、状況的に は非常に多くの質疑があるわけなんですよね。はっきりと言えば。それを、やはり補 正予算の時にそれぐらいしていただきたいという思いはあります。そのためには、やっぱりこういったような場を作る事のような必要性というのは私は感じています。

○坪倉委員長 他にありませんか。ないようですので、先程荒木委員からももう少し期間をとって研究をしたいということがありましたが、県外の事例もいろいろあると思いますし、実際の南部町なり伯耆町の運用実態についても研究出来ることもあるのかもしれません。この件につきましては、次回に留保したいと思いますがよろしいですか。それでは次にいきたいと思いますが、5番で議員定数についてという項目を上げています。これについても前回の委員会で意見が出ておったんでありますけれども、本質的に非常に重要な問題でありますので一朝一夕に出せるとは思いませんけれども、これの検討の方法、検討の仕方、進め方等について意見があれば出していただきたいと思います。村上委員。

〇村上委員 今、委員長の方からそういうお話があったわけですけれども、この問題については本当に大きな問題だろうと思ってます。私自身は、やみくもに定数を削減すべきではないという意見を持っていますけれども、今回の状況から見たりしてすれば当然そういったような話が出るのかなというのは思っていますので、議会報告会等々の中で町民の皆さん方の意見を参考にしながら、最終的には我々で決めなければという具合に思っています。最悪でも改選挙の1年前にはそういったような結論を出す必要性があるんだろうという具合には思っていますので、ここ1、2年の議会報告会等々の中で町民の皆様方の反応いただきながら結論を出した方がいいんじゃないかなという具合に思いますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 ただいま、村上委員から指導いただきましたけれども、私も焦ることなくもう少し日頃の活動の中で町民の意見を聞くなり、議会報告会・意見交換会等を積み重ねながら町民の想いをくみ取っていく必要があろうかなというふうに思っておりますので、この件についても項目には上げておりますけれども、引き続きいろんな場面を通じて検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。私の方で準備した案件はそれだけですが、その他議会の基本問題について皆さんの方でありましたら。ありませんか。ないようでしたら協議事項については以上であります。先程、本日の委員会で決定をいただきました議会基本条例第11条の改正、それから会議規則第2条欠席の届け出の改正、それから委員会条例第2条別表の改正について、今定

例会最終日に提案をしてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 ではそういうことで、手続きを進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは本日の委員会は以上をもって終了したいと思います。できれば次回は、10月中には行いたいと思いますけれども、いろいろ議会報告会等もあるし議長日程も大変立て込んでおりますので、次回開催についてまた後ほど連絡をさせていただきます。以上をもって終了いたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長